漢代の尚書官

——領尚書事と錄尚書事とを中心として——

鎌田重雄

はしがき
一、前漢の尚書と領尚書事
二、後漢の尚書と錄尚書事
むすび

はしがき

中國の官制は、秦漢時代に整正され、六朝時代に動搖變遷して、隋唐にいたって一應の完成をみたことは、周知のとおりである。唐の官制は、三省六部を中心に整備されているが、この三省、すなわち詔令の文案を掌る中書省、詔令の審議を掌る門下省、詔令の執行を掌る尚書省の萌芽は、秦漢とくに漢代の尚書にみられる。漢代の尚書は、天子の詔令、臣下の上奏をつかさどり、樞機にあずかり綱紀を統べるものであったから、漢廷における政權爭奪はつねに尚書をめぐって展開されている。本稿においては、漢代における尚書の職掌・組織がいかに擴大していくか、また尚書をめぐって政權爭奪がいかに展開していくかを中心に論じてみたい。

一　前漢の尚書と側尚書事

漢書百官公卿表によると、少府の屬官に尚書があり、それは秦制を承けたものであるとする。應劭の漢官儀によると、

初秦代、少府遣吏四人、在殿中主發書、故號尚書、尚猶主也、漢因秦置之

とあり、秦においては少府が吏四人を宮中に派遣し天子の文書を發するをつかさどらしめたので、これを尚書と言い、尚は主（つかさどる）の意であり、漢はこの秦制をうけついだものである、という。秦の尚書が四人あったというが、これは漢官儀にのみ見える記事で、他に徵すべきものがない。應劭は、恐らく前漢末成帝の建始四年に尚書に四曹をおき職務分掌させた（後述）ということから類推して秦の尚書は四人であったとしたものであろう。清人永瑢らの『歴代職官表』巻五に、秦の尚書に曹名（職務分掌名）が無いが、尚書の名は秦にはじまったものとしている。この説は當を得たものといえよう。櫻井芳朗氏は『支那官制發達史(上)』の中で、尚書の萌芽はすでに戰國時代の末に現われていたらしく、呂氏春秋によれば魏の文侯が「主書」をして書を掌らしめ、齊の宣王が「掌書」に事を記させたことがみえる、と述べておられることからも、尚書の名は秦にはじまったものとしてよいであろう。

秦制をうけた漢初の尚書については、詳細を知る史料に乏しいが、武帝のころには尚書およびその長官たる尚書令が存在していた。漢書巻五十九張安世傳に、安世は少くして父の任によって郎となり、書を善くするをもって尚書に給事し、のち拔擢されて尚書令となった、とある。また史記三王世家に「御史臣光守尚書令」および「丞非」の名が見えるから、武帝のときには、尚書令—丞—尚書という官制は定まっていたのである。

武帝初年ごろまでの尚書は、天子の側近にあって、文書の授受をつかさどり、また詔書を藏したりした。史記巻百七灌夫傳（漢書巻五十二同傳）に見える次の記事は、景帝・武帝初年のころの尚書が詔書を藏していたことを示すものである。

孝景の時、魏其(竇嬰)常に遺詔を受く。曰く、事、便ならざる有れば、便宜を以て論上せよ、と。繫がるるに及び、灌夫の罪、族に至る。事、日に急なり。諸公、敢へて復た上に明言するなし。魏其、乃ち昆弟の子をして上書して之を言はしめ、復た召見を得んことを幸ふ。書、奏上す。而るに尚書を案ずるに大行(天子の崩)に遺詔なし。詔書、獨り魏其の家に藏し、家丞封ず。乃ち魏其を劾すらく、先帝の詔を矯め、罪、棄市に當る、と。

右の文によれば、景帝・武帝初年ころの尚書は、天子の遺詔を藏すべき責務があるのに、外戚の魏其侯竇嬰に所藏されていたということは、尚書の權がさほど大きくなかったことを示すものであろう。しかしながら、武帝が權力を一身に集めようとし、尚書を直接に掌握して政務をみたことから、尚書の權は增大した。しかも武帝は尚書に宦官を任じ、後庭において政治を總攬したのである。漢書卷十成帝紀の「(竟寧)四年春、罷中書宦官、初置尚書員五人」に臣瓚は注して曰く、

漢初中人有中謁者令、孝武加中謁者令爲中書謁者令、置僕射

これによれば、漢初の宦官に中謁者令があった。漢書百官表によると、謁者は、光祿勳に屬し、賓贊受事(賓客をたすけ天子の命をうけて使者となったりする)をつかさどるものであり、また續漢書百官志の本注によれば、賓贊受事のほかに上章報問(章奏を天子にたてまつり天子の下問を傳える)をつかさどるものであるという。この謁者を率いるものが謁者令である。謁者令が中人すなわち宦官であれば中謁者令であり、少府に所屬する。武帝のときにいたって、この中謁者令に加えて中書謁者令と爲したということは、中謁者令に尚書の職務を加えて中書謁者令としたという意味である。中書とは中尚書の意であることは、漢書卷七十七蓋寬饒傳に「是時上(宣帝)方用刑法、信任中尚書宦官」とあること、また漢書卷九十三佞幸傳に「石顯、字君房、濟南人、弘恭、沛人也、皆少坐法腐刑、爲中黃門、以選爲中尚書、宣帝時任中書官」とあることによって知られる。北堂書鈔卷五十七設官部に引く漢舊儀には「漢舊置中書官、領尚書事」とあり、中書謁者令が尚書を領職したとしている。中謁者令が尚書の職務を領したのは、謁者が本來「上章報問」をつかさどるものであ

り、尚書が天子の文書をつかさどることと職務が近似していたからであろう。

中書謁者令の設置について、北堂書鈔卷五十七設官部に次のように述べている。

漢書百官公卿表云、孝武帝遊宴後宮、以宦者掌尚書、改爲中書謁者令、置僕射

また、初學記卷十一職官部中書令にも同様の記載がある。

中書令、漢武所置、出納帝命、掌尚書奏事、蓋周官內史之任、初漢武遊宴後庭、公卿不得入、始用宦者典尚書、通掌圖書章奏之事、其後遂罷尚書、改置中書謁者令、盡用宦者

北堂書鈔よりも初學記の記載のほうが中書謁者令設置の事情がよくわかる。すなわち、漢の武帝が後宮で遊宴するようになってから、士人官僚が後宮に出入することができないので、宦官に尚書の職務を行なわせるようになり、遂に尚書を罷めて中書謁者令を置き、尚書はすべて宦官を用いることにした、という。北堂書鈔は、武帝が後宮に遊宴して云々の文は漢書百官公卿表にあるといっているが、百官表にこの記事はみえない。しかし、漢書卷七十八蕭望之傳に、望之(宣帝時の人)の言として、

中書政本、宜以賢明之選、自武帝游宴後庭、故用宦者、非國舊制

という文があり、この文と北堂書鈔および初學記の記載とはほぼ一致する。

中書謁者令は、中書令と略稱された。漢書卷七十六の王尊傳に中書謁者令石顯とあるのに對し、同書同卷の王章傳には中書令石顯とあり、さらに漢書卷七十五京房傳には中書令石顯とみえている。漢書卷六十二司馬遷傳に、司馬遷が腐刑に處せられたのち中書令に任ぜられたとあるが、この中書令は中書謁者令であったわけである。中書令の職務の內容は、唐六典九に引く漢舊儀には、

中書令、領贊尚書出入奏事、秩千石

とあり、また北堂書鈔設官部に引く漢舊儀には、

中書、掌詔誥答表皆機密之事

とあって、尚書の職務を行なう卽ち天子の文書の授受を行なうばかりでなく、國家の機密のことにまで參畫するにいたった。漢舊儀に「漢舊置中書官、領尚書事」とあり、中書令は尚書の事を領するとあるが、尚書を領するものは、次のごとき權限をもっていた。漢書卷七十四魏相傳に、宣帝のとき魏相が上奏した文を載せ、その中にこのように述べている。

故事諸上書者皆爲二封、署其一曰副、領尚書者、先發副封、所言不善、屏去不奏

すなわち、上書者は正副二通をつくるが、尚書を領するものは、この副書を先ず開封して、內容が善くないと思えば屏去して上奏しない。この權限が壅蔽・專斷の道につながることはいうまでもない。

武帝は、中書謁者令を設けると同時に令の下に僕射をおいた。中書令は尚書令と同じく千石の祿秩、僕射は六百石である。續漢志によれば、尚書僕射は一人で祿秩は六百石、令の不在のときは令に代って衆事を奏下するとあるから、尚書僕射に相當する中書僕射は中書令の次官のごとき役目をなしたものであろう。

武帝の次の昭帝のときになると、中書令は置かれなかったと思われる。漢書の中に、昭帝時の中書令は絕えて見出されず、漢書卷七十七蓋寬饒傳に「是時上(宣帝)方用刑法、信任中尚書宦官」とあり、また漢書卷七十八蕭望之傳に「初、宣帝不甚從儒術、任用法律、而中書宦官用事、中書令弘恭・石顯久典樞機」と見え、これらは、昭帝の次の宣帝にいたってふたたび中書令が置かれたとみなされる記事である。

八歲で帝位に卽いた昭帝を輔佐し政を秉ったものは、外戚たる大司馬大將軍霍光であった。このときのことを、漢書卷七昭帝紀の冒頭に次のように記している。

後元二年二月、上(武帝)疾病、遂立昭帝爲太子、年八歲、以侍中奉車都尉爲大司馬大將軍、受遺詔輔少主、明日、武帝崩、戊辰、太子卽皇帝位、……(中略)……大將軍光秉政、領尚書事、車騎將軍金日磾・左將軍上官桀副焉

これに相應ずる文が漢書卷六十八霍光傳に見える。

上(武帝)以光爲大司馬大將軍、日磾爲車騎將軍、及太僕上官桀爲左將軍、搜粟都尉桑弘羊爲御史大夫、皆拜臥內牀下、受遺詔輔少主、明日、武帝崩、太子襲尊號、是爲孝昭皇帝、帝年八歲、政事壹決於光。

大司馬大將軍霍光によって政事が一切決せられたのは、彼が尚書の事を領したからにほかならない。ここに政治を專制するものは領尚書事となる先例が開かれたのである。

大司馬大將軍領尚書事霍光の下には、尚書令がいたことは、漢書霍光傳に、霍光が群臣とともに昌邑王賀の罪狀を上奏したとき、「尚書令、奏を讀む」とあることによって知られる。そして、この奏文の初めに「丞相臣敞、大司馬大將軍臣光、車騎將軍臣安世、……」とあって、大司馬大將軍は、位次の上からは丞相の下にあるが、領尚書事たることによって、政治の實權を掌握していたのである。

昭帝が崩じ、嗣子無きため武帝の孫の昌邑王賀が召されて帝位に卽くことになったが、淫亂のため廢され、代って武帝の曾孫宣帝が民間から探し出されて卽位した。大司馬大將軍霍光は依然として領尚書事であった。宣帝は、昌邑王を諫めた于定國を拔擢して光祿大夫、張敞を太中大夫とし、並びに「平尚書事」とした。ここに初めて「平尚書事」が現われる。續漢志の光祿勳の條に、「舊有左右曹、秩以二千石、上殿中、主受尚書奏事、平省之」とあり、漢書百官表注引の漢儀注には「諸吏・給事中、日上朝謁、平尚書奏事、分爲左右曹」とあるから、平尚書事は尚書の奏事を平省する(公平に處理する)の意であろう。光祿大夫・太中大夫はいずれも光祿勳(中二千石)に屬し、光祿大夫は比二千石、太中大夫は千石である。

宣帝は、「民間に在りしより霍氏の尊盛日に久しきを聞き知り、內に善しとする能はず」(漢書霍光傳)ために霍光の死後、その一族の抑壓につとめたのであるから、于定國・張敞を並びに平尚書事にしたのは、領尚書事たる霍光を牽制するためであったに違いない。漢書卷七十六張敞傳に、「宣帝、敞を徵して太中大夫と爲し、于定國と並びに尚書の事を平せしむ。違を正すを以て大將軍霍光に忤ふ」とあるのは、平尚書事をおいて領尚書事たる霍光を抑制する意圖が宣帝にあ

ったことをうかがわせるものである。大司馬大將軍は公位であり、光祿大夫・太中大夫は卿位たる光祿勳に屬するものであるから、大司馬大將軍のもつ領尚書事を稱し得ず、從って平尚書事なる名のもとに尚書を握り、宣帝親政の方向におもむかんとしたものであろう。地節二年春三月、霍光が薨ずると、宣帝はその功德を思い、光の子の禹を右將軍とし、光の兄（霍去病）の孫霍山を奉車都尉（御乘輿車をつかさどる。秩比二千石）を以て領尚書事とした。このとき、宣帝が親任する御史大夫（副丞相）の魏相が、「故事、諸の書を上る者、みな二封を爲り、其の一を署して副と曰ふ。尚書を領する者先づ副封を發き、言ふところ善ならざれば、屏去して奏せず。……（中略）……副封を去りて以て雍蔽を防がん」と奏したので、宣帝はこれを善みし、魏相を給事中とした（漢書魏相傳）。給事中は加官で、前掲の漢儀注によれば、日のぼれば朝謁し尚書の奏事を平省するものである。御史大夫の魏相が給事中となるや霍氏は動搖した。霍光の妻すなわち太夫人顯は、霍禹・霍雲・霍山に向って言った、「女曹、大將軍の餘業を奉ずるを務めず、今、大夫、中に給事す。他人、壹たび間せば、女能く復た自ら救はんや」と。時に霍山は依然として尚書を領したが、宣帝は、吏民をして尚書の手を經ずして直接封事を奏することを許した。ここにおいて霍氏はなはだ之を惡む、と漢書霍光傳に記している。

宣帝は、領尚書事たる霍山の權を殺ぐために、吏民の封事は尚書の手を經ず直接天子に奏することを得しめたとはいうものの、天子が直接これを處理することは不可能である。吏民の上書封事を處理するものこそは、實に中書令であったのである。

漢書卷九十三佞幸傳に、

石顯、字君房、濟南人、弘恭、沛人也、皆少坐法腐刑、爲中黃門、以選爲中尚書、宣帝時任中書官、恭明習法令故事、善爲請奏、能稱其職、恭爲令、顯爲僕射

とあり、宣帝のとき中書令弘恭、中書僕射石顯があったことを記している。漢書卷七十八蕭望之傳にも、「初、宣帝不甚從儒術、任用法律、而中書宦官用事、中書令弘恭・石顯久典樞機、明習文法」とあって、宣帝時に弘恭が中書令であった

ことが知られる。この中書令が、領尚書事であった霍山の權をしだいに奪ってゆくことが、漢書霍光傳にみえる次の記事によって察することができる。

顯（霍光の妻）及び禹・山・雲みずから日に侵削さるるを見、しばしば相對して啼泣し、自ら怨む。山（霍山）曰く、「今、丞相（魏相）事を用ひ、懸官これを信じ、盡く大將軍時の法令を易へ、公田を以て貧民に賦與し、大將軍の過失を發揚す。また諸儒生、寠人の子多く、遠客飢寒し、妄說狂言を喜び、忌諱を避けず、大將軍、常に之を讎とす。今、陛下、好みて諸儒生と語り、人人みずから使書して事に對へ、我が家を言ふ者多し。嘗て上書して言へるもの有り、大將軍の時、主弱く臣強く、專制して權を擅にし、今その子孫事を用ひ、昆弟ますます驕恣にして、宗廟を危うくせんことを恐れ、災異しばしば見はるるは、盡く是が爲なり、と。其の言はなはだ痛く、山、屏けて其の書を奏せず。のち上書者ますます黠しく、盡く封事を奏す。輒ち、中書令に下して之を出取せしめ、尚書に關せず、ますます人を信ぜず」と。

霍氏一族を非難する上書封事を、霍山は領尚書事の權を以て發封し屏けて上奏しなかったが、のち上書者はますます封事を上奏し、中書に下してこれを出取せしめ尚書に關係せしめなかった、という。

地節三年七月、霍氏が誅せられると、宣帝はみずから親政に乘りだした。このときのことを、漢書卷七十四丙吉傳には、「及霍氏誅、上躬親政、省尚書事」と記し、帝の親政の重要なこととして「尚書の事を省る」すなわち尚書奏事を直接掌握することがあったのである。帝が尚書奏事を直接掌握するところに中書宦官の擡頭がみられるのである。霍山の誅滅後は領尚書事はおかれず、宣帝の末年、大司馬車騎將軍史高・前將軍光祿勳蕭望之・光祿大夫周堪が遺詔をうけて領尚書事となり、元帝の政を輔けることとなった。

以上のように、宣帝は、大司馬大將軍霍光の領尚書事の權を牽制するために平尚書事をおき、霍光が死んで霍山が領尚書事になると、副封を廢して領尚書事の權を殺ぎ、さらに御史大夫魏相を給事中として尚書の掌握につとめ（恐らく魏相

が丞相となっても――丞相になったのは地節三年――給事中であったろう。霍山の言に「丞相、事を用ふ」とあるのはそれを指したものと思われる)、またさらに上書封事は尚書の手を經ずに中書官にもたらせ、かくして帝が直接尚書の事を掌握するにいたったのである。かくして宣帝は外戚霍氏を抑え、霍氏は堪えられずして謀反をはかり遂に誅滅せられた。霍氏誅滅後は領尚書事はおかれず、わずかに宣帝が死に臨み遺詔して領尚書事をおき、元帝の輔政としたのである。

宣帝が崩じ、元帝が即位したが、このとき領尚書事として輔政したものは、外戚の大司馬車騎將軍史高・前將軍光祿勳蕭望之・光祿大夫周堪であったが、また宣帝以來久しく樞機をつかさどっていた中書令弘恭・僕射石顯が健在した。蕭望之は、元帝が太子であったとき太子太傅として八年も勤めたから元帝の親任すこぶる厚かった。望之は、散騎諫大夫劉更生を給事中とし、侍中金敞とともに「左右に拾遺」した。すなわち元帝の側近を固めたのである。かくして蕭望之・周堪・劉更生・金敞の四人は「同心謀議」し元帝を輔けたのである。蕭望之とともに領尚書事であった大司馬車騎將軍史高は、中書令弘恭・僕射石顯と結んで「相表裏を爲し」た。宦官弘恭・石顯は外戚にして領尚書事たる史高を利用し、史高は久しく樞機をつかさどっていた弘恭・石顯を利用して、互いに權勢を張ろうとしたものであろう。外戚が宦官派についたればこそ蕭望之は劉氏一族の劉更生を味方に引き入れて對抗したのである。奏事をめぐって兩派がしばしば論爭し、しかも中書宦官は蕭望之等の意見に從わなかったことは、漢書卷七十八蕭望之傳の次の記事がこれを示す。

中書令弘恭・石顯久典樞機、明習文法、亦與車騎將軍高爲表裏、論議常獨持故事、不從望之等。

ここにおいて、蕭望之は、「中書は政の本なり。宜しく賢明の選を以てすべし。武帝、後庭に游宴するを自ての故に宦者を用ふ。國の舊制に非ず。また古の刑人を近づけざるの義に違ふ」とし、中書宦官をやめて士人を尚書とすべきことを建白した。これより、史高・弘恭・石顯らと蕭望之らとの間は大いに惡化した。元帝は即位したばかりで改革をはばかり、議論は久しくして決定しなかった。元帝は、散騎諫大夫給事中であった劉更生を宗正に任じた。宗正は、漢書百官表によれば、中二千石で、親屬を掌るものであり、續漢志はさらに具體的に述べて「王國の嫡庶の次及び諸宗室親屬の遠近

を序録するを掌り、郡國は歳ごとに計に因り宗室の名籍を上す」ものとしている。諫大夫は、中二千石の卿たる光祿勳に屬し、秩は比八百石、論議をつかさどる。散騎は加官で天子の乗輿車に騎として従う。また給事中は禁中に侍するもので やはり加官である。諫大夫劉更生が散騎・給事中を加官されて側近に加えられ優遇されたとはいうものの、祿秩は比六百石である。これが中二千石の宗正に昇任されたことは異數の抜擢である。恐らく元帝・蕭望之らは宗室の劉更生を宗正に抜擢することによって劉氏一族を固め、外戚たる大司馬車騎將軍史高に對抗させようとしたものであろう。

蕭望之らは、中書宦官を廢することに失敗するや、こんどは外戚攻撃に向った。人事問題に端を發し、弘恭・石顯らは、蕭望之らが大司馬車騎將軍史高を罷めさせることを謀っているとし、恭・顯は上奏して曰く、「望之・堪・更生、朋黨して相稱舉し、しばしば大臣を譖訴し、親戚を毀離し、以て專ら權勢を擅にせんと欲す。臣と爲りて不忠、上を誣ひて不道。謁者、廷尉に召致せんことを請ふ」と。元帝は、卽位したばかりで、謁者が廷尉に召致するとは繫獄のことであるとは知らず、その奏を可とした。のちに元帝はこのことを知り、恭・顯を責めたが、恭・顯は、九卿大夫の獄に下ったものは先例に徵しても免官すべきである、と主張したので、元帝はやむなく望之らを免官した。蕭望之は、初元二年十二月に恭・顯にはかられて自殺するにいたった。元帝が卽位してから三年目である。

漢書佞幸傳によると、元帝の卽位後數年にして中書令弘恭が死し、代って石顯が中書令となった。また同書同傳には、この文につづけて、「このとき、元帝疾を被り、政事を親らせず、方に隆んに音樂を好む。顯、久しく事を典り、中人外黨なきを以て精專信任すべく、遂に委ねるに政を以てす。事、小大となく顯に因りて白決し、貴幸朝を傾け、百僚みな顯に敬事す」とあり、中書令石顯の專權を傳えている。漢書卷七十五京房傳にも「是時中書令石顯顓權」とみえ、「是時」とあるのは永光・建昭年間のことである。元帝の年號は初元・永光・建昭（各五年）竟寧（一年）であり、前述の如く初元二年に前將軍光祿勳領尚書事の蕭望之が罷免自殺させられ、光祿大夫領尚書事の周堪も免官させられた。漢書百官表によると、永光元年に大司馬車騎將軍史高も免ぜられている。漢書卷八十二史丹傳によると、「高、輔政五年、乞骸骨、賜

安車駟馬黄金、罷就第、薨、謚曰安侯」とあるから、史高は病によって免官されたのである。かくて永光以後は領尚書事なく、中書令石顯の獨壇場となったわけである。

永光以後、中尚書（中書宦官）の長官たる中書令のほかに、士人尚書の長官たる尚書令も存在した。漢書京房傳に「是時、中書令石顯顓權、顯友人五鹿充宗爲尚書令」「房曰、中書令石顯・尚書令五鹿君相與合同、巧佞人也」とあり、尚書令は中書令に倚附することによってその地位を保ったのである。建昭元年、尚書令五鹿充宗は少府に榮進している。永光・建昭間に權を顓にした中書令石顯の後援によるものであろう。

中書令石顯と尚書令五鹿充宗と相結んで權を專らにすることに對し、賈捐之と長安令楊興とは相謀って彼らの權を失墜せしめようとした。その計謀は捐之・興たがいに助けて捐之を尚書令に、興を京兆尹にしようとするものであった。そのときの捐之の言に、「我をして充宗に代るを得しめば、君蘭（楊興の字）は京兆たらん。京兆は郡國の首、尚書は百官の本なり。天下、眞に大いに治まり、士は則ち隔てられず。……（中略）……又、謁者滿宣を薦めて、立てて冀州刺史と爲さんとす。中謁者は事を受くるべからず、宦者は宗廟に入るべからずと言ひ（しがために）立つことを止む。云々」（漢書卷六十四下・賈捐之傳）とあるが、これによれば、賈捐之はみずから尚書令となり、中書令石顯を抑えんとしたものであり、また中謁者は事を受くるべからず卽ち尚書のことを掌るものではないと主張したのである。先の蕭望之の意見と同じことが主張されたわけである。中書令石顯は上奏して、ついに賈捐之を棄市に、楊興を髡鉗して城旦刑に處した。中書令石顯が反對者を斥けたことを、漢書佞幸傳には、「望之自殺し、堪・更生廢錮され、復た進用を見ず、語は望之傳に在り。のち、太中大夫張猛、魏郡太守京房、御史中丞陳咸、待詔賈捐之、みな嘗て封事を奏し、或は召見され、顯の短を言ふ。顯、其の辜（つみ）を求索し、房・捐之は棄市され、猛は公車に自殺し、咸は辜に抵り髡して城旦と爲る。及び鄭の令蘇建、顯の私書を得て之を奏し、のち它事を以て死に論ぜらる。是より公卿以下顯を畏れ、足を重ねて迹を一にす」と記し、さらにつづけて、「顯、中書僕射牢梁・少府五鹿充宗と結んで黨友と爲し、諸の附倚する者みな寵位を得」たと述べている。

中書令石顯が專權のとき、丞相匡衡（建昭三年丞相となる）や御史大夫張譚（竟寧元年就任）は「顯に阿附畏事」したが、元帝が崩じ成帝が卽位し、顯を長信宮の中太僕に徙し權を典らせないようにすると、衡・譚は顯の舊惡を奏し免官することを請うた。成帝卽位するや外戚王鳳を大司馬大將軍領尙書事とした。この領尙書事たる王鳳によって中書令石顯は中太僕にうつされ權力の座からおろされたのである。石顯は長信中太僕にうつされ秩は中二千石で、中書令の六百石からみると榮轉のように思われるが、實は權力を離れたのである。故に漢書佞幸傳には、「成帝、初めて位に卽くや、顯を遷して長信中太僕と爲し、中二千石に秩す。顯、倚を失ひ、權を離れること數月、丞相・御史、顯の舊惡を條奏し、及び其の黨の牢梁・陳順みな官を免」ぜられ、石顯は故郡に歸る途中、憂いの餘り食せず、病死した。石顯の一黨は免官あるいは左遷させられた。これより王鳳の權力強く、漢書卷九十八元后傳には、「王氏の興るは鳳より始まる」と記している。

元帝のときは、中書令は領尙書事たる外戚史高と結んで士人の領尙書事を斥け、史高が死ぬと完全に權力を掌握した。士人は中書宦官を廢し士人の尙書令をもって樞機にあずからんとしたが失敗に歸した。成帝にいたって遂に領尙書事は中書宦官を放逐し、代って權力を握ったのである。その領尙書事は外戚であった。

成帝は、卽位の當初、張禹は諸吏光祿大夫に拜せられ領尙書事となり、王鳳とともに並びに尙書を領した。張禹は外戚王鳳と並ぶことに不安を感じ、しばしば骸骨を乞うて王鳳を避けようとしたが許されなかった。しかし建始四年に丞相となり得て、領尙書事たることをまぬかれ王鳳を避けることができた（漢書卷八十一張禹傳）。陽朔三年八月、王鳳が薨じ、御史大夫王音が大司馬車騎將軍となり、「內は尙書を領し、外は兵馬を典る」（漢書卷七十七毋將隆傳）こととなった。王鳳が領尙書事であったときに、尙書の官制に大改革が加えられた。漢書卷十成帝紀に、

（建始）四年春、罷中書宦官、初置尙書員五人。

とあり、衞宏の漢舊儀には、

尙書四人爲四曹、常侍尙書主丞相御史事、二千石尙書主刺史二千石事、戶曹尙書主庶人上書事、主客尙書主外國事、

成帝置五人、有三公曹、主斷獄事

とあり、そして續漢志の本注には、

成帝初置尚書四人、分爲四曹、常侍曹尚書主公卿事、二千石曹尚書主郡國二千石事、民曹尚書主凡吏民上書事、客曹尚書主外國夷狄事、世相承遵、後分二千石曹、又分客曹爲南主客曹・北主客曹、凡六曹

と見える。漢書成帝紀には尚書は五人とするに對し、續漢志は四人とし、漢舊儀は從來尚書は四人であったが成帝のとき三公曹を加えて五人としたという。この四人説・五人説に對して櫻井芳朗氏は、晉書職官志の説が妥當であるとし、「それは建始四年の尚書五人の中、一人は僕射であり、他の四人が四曹に分たれたとし、成帝が後に三公曹を設け、これによって五曹になったとするのである。この解釋はすべての記載を生かしたものであって信ずべきであらう。光武帝は更に之を六曹とする」と述べているが、杜佑の通典卷二十二職官四歷代尚書においても「漢成帝初置尚書五人、其一人爲僕射、四人分爲四曹」とし同樣の見解をとっている。しかりとすれば、成帝のとき初めて尚書令の下に尚書僕射が置かれたとみなすべきであるが、櫻井氏は尚書僕射はすでに成帝のときに置かれたものと類推される。しかし成帝建始四年以前には尚書僕射の官名は絕えて見えず、このとき以後に僕射の名を見出すことができる。例えば漢書卷八十一孔光傳に、成帝のとき孔光は尚書から尚書僕射となり、さらに尚書令に昇っていることが見えている。成帝の建始四年に中書宦官を廢したとき、尚書の官制を中書宦官にならって、尚書令—僕射—尚書とし、尚書四人を四曹とし職務分掌したものであろう。

さて、武帝のとき中書謁者令が設けられてからも尚書令が存在したことは前述のとおりである。しからば中書謁者令の領督する中書の官署と尚書令が統率する尚書の官署とは別個に存在したものかどうかという問題である。勞榦氏は「尚書令は以て士人に由り充任すべし、また宦官に由り充任すべし。士人に由り充任する時は、稱して尚書令と爲し、宦官に由り充任する時は稱して中尚書令あるいは中書令と爲し、時ありて亦稱して中書謁者令と爲す。其の實またこれ一個の尚書臺にして、並びに二處を分置するに非ず」（漢代的政制、中國政治思想與制度史論集第三册）とする。周道濟氏もこの説

に従っている（漢唐宰相制度一七一頁）。勞榦氏の所説の如くならば、尚書臺に士人の尚書令と宦官の尚書令（中書令）との二人の長官が同時に存在することはできない。續漢書百官志にも尚書令一人とあり、これを裏書きするごとくであるが、先にも述べたように中書令と尚書令とは同時に存在し、元帝のとき中書令石顯と尚書令五鹿充宗とが相結んで權を專らにしていたのである。また霍山が領尚書事であったとき、宣帝は上書者の封事をことごとく中書令に下して出取せしめ尚書に關係せしめなかったとあるのは、中書臺と尚書臺とは別個に存在したものと思わせるものである。この中書臺と尚書臺とを領し統率するものが領尚書事であったろう。元帝卽位の初め、史高・蕭望之・周堪らが並びに領尚書事であったが、中書令弘恭・中書僕射石顯が史高と相表裏をなし權勢をふるわんとしたのは中書臺が領尚書事に統率されていたからであろう。

成帝は、中書臺を罷めて尚書臺のみとし、この機會に尚書の官制を整え職務分掌を明確にしたのである。成帝以後、哀帝・平帝にいたる間、領尚書事は、大司馬大將軍・大司馬車騎將軍であったり、諸吏光祿大夫または諸吏光祿勳であったが、前漢末王莽が政權を握ったときは、王莽は大司馬として尚書の事を領したのである。成帝綏和元年に三公の官が定められ、三公は大司馬（もとの太尉）・丞相・大司空（もとの御史大夫）であり、哀帝の元壽二年には大司馬・大司徒・大司空となり、この三公の上に太傅が置かれた。太傅は天子の師傅である。大司徒の前身は丞相であり、大司空は御史大夫の變身である。大司徒・大司空は外朝官であり、これに對して大司馬は中朝官（內朝官）である。大司馬は、もと太尉の官であり、武帝のとき初めて設けられ、將軍號に冠せ、霍光の如く大司馬大將軍、史高の如く大司馬車騎將軍といわれたが、宣帝地節三年には將軍號をとり去って大司馬とのみ稱した（漢書百官公卿表）。宣帝は大司馬右將軍霍禹から兵權を奪うために將軍號をとり去って大司馬としたのである。大司馬は、本來印綬官屬のないものであったから、霍禹はまったくの虛位におかれたことになる。しかし、大司馬は霍光のごとく史高のごとく領尚書事として尚書を從え權勢をふるったもので、大司馬を將軍號に冠せれば「內領尚書、外典兵馬」（漢書卷七十七毋將隆傳）となるわけである。宣帝のとき將

軍號をとり去られた大司馬は、やがて再び將軍號に冠せられたが、成帝の綏和元年にまたもや將軍號をとり去られ印綬官屬が與えられ秩祿は丞相に比することとなり、ここに三公の一として內朝官の最高位に立ち、外朝官の大司徒・大司空と比肩することとなった。大司馬は、多くは領尙書事として實權を握ったが、形式上は丞相の下に位するものであった。故に漢書百官公卿表においては大司馬は常に丞相の下に記されている。哀帝の建平二年になると、また大司馬は印綬官屬をとり去られ將軍號に冠せることになった。しかしすぐにまた（元壽二年）印綬官屬が與えられ、將軍號を去り、位は大司徒の上とした。このときの大司馬は大司馬衞將軍であった董賢、大司徒は丞相であった孔光、大司空は御史大夫であった彭宣である。董賢が元壽元年に大司馬衞將軍になったときは年二十二で、「雖爲三公、常給事中、領尙書、百官因賢奏事」（漢書卷九十三佞幸傳）とあるように領尙書事として威權をふるった。董賢は大司馬になってまもなく罷めさせられ、そして罷免の詔が下ったその日に自殺してしまった。このときのことを漢書平帝紀には次のように記している。

元壽二年六月、哀帝崩、太皇太后詔曰、大司馬年少、不合衆心、其上印綬、罷、賢卽日自殺、新都侯王莽爲大司馬、領尙書事

右の記事によって大司馬王莽は領尙書事であったことがわかる。王莽は大司馬として內朝官を率いるばかりでなく、領尙書事として政治の實權を掌握し、名實共に大司徒・大司空の上に在った。かくして王莽はしだいに簒奪へと向っていったのである。

上述の如く太傅は三公の上に置かれた。故に太傅が領尙書事たることは、名實ともに三公よりも權力が強くなることになる。それ故に王莽は簒奪後の天鳳元年に、太傅平晏をして尙書の事を領する勿からしむとしている（漢書王莽傳）。

二　後漢の尙書と錄尙書事

前漢中葉以後、尙書の職權はしだいに增大し、この尙書を掌握することによって政權を獲得することができたのであ

る。そして尚書を掌握することが領尚書事である。尚書の職權が增大すると、これが組織を整備し職務分掌がおこなわれる。成帝のときの尚書五曹がそれである。成帝は、尚書組織の整備をおこなうと同時に三公をおいたが、この三公も領尚書事とならなければ權力を握ることはできなかった。このころから三公の府は政務執行機關たる色彩を濃くしたのである。

後漢になると、光武帝は、さらに尚書を六曹に分け（唐の六部はここに淵源する）、帝みずからこれを掌握し、前代外戚の弊を防ぎ權力の集中をはかった。したがって三公は尚書よりも權任輕く、前漢の宰相はその請うところ聽かれざることなかったが、「今の三公、その名に當ると雖もその實なく、選擧誅賞、一に尚書に由り、尚書の見任、三公より重し」（後漢書卷四十六陳忠傳）という狀態であり、また、「光武皇帝、數世の失權を慍り、強臣の竊命を忿り、枉を矯め直を過らしめ、政は下に任ぜず、三公を置くと雖も事は臺閣（尚書）に歸す。これより以來、三公の職、員に備はるのみ」（後漢書卷四十九仲長統傳）であった。

歷代職官表卷二にみえる永樂大典引くところの漢制叢錄にも、「西京の世、尚書たるものの權任猶ほ輕し。東漢に入りしより天下の政すべて尚書に歸す。而して三公は位に具はるのみ。則ち權任の重、大いに西京に異なる」とあり、そしてこの尚書の職權を、馬端臨の文獻通考卷五十一職官尚書省では、「後漢に至りては則ち優重を爲し、王命を出納し、萬機を敷奏す。蓋し政令の由りて宣ぶるところ、選擧の由りて定むるところ、罪賞の由りて正すところ、斯れ乃ち文昌の天府、衆務の淵藪、內外の折衷するところ、遠近の稟仰するところなり。故に李固云ふ、陛下の尚書あるは、猶ほ天の北斗あるがごとし。斗は天の喉舌たり、尚書も亦陛下の喉舌たり。斗は元氣を斟酌し、四時を運平す。尚書は王命を出納し、政を四海に賦す」と概說している。

周道濟氏は、その著『漢唐宰相制度』第六章漢代宰相實權的分析において、尚書の職權を分析して次のように述べている。東漢の尚書は、章奏詔令を上下し審駁する權を有していた。西漢の尚書も章奏を閱讀し詔令を出納する權があった

が、詔令章奏はすべて丞相の手を經て上下したもので、丞相を經由せずに尙書が直接に上下することは稀であった。東漢の尙書は三公を介せずに章奏詔令を上下する權があり、このことが三公の實權の大いに衰えた所以である。東漢の尙書は、朝政に參議し制度を建て、選署誅賞の權を有した。周道濟氏は、このように東漢尙書の權を述べ、そしてかかる龐大な權力をもった尙書の長官である尙書令は、おのずから大きな權勢を有したとする。

後漢の尙書令は、前漢のそれよりは確に權力が強かった。しかし、この尙書令よりも上位にあって權力を掌握したものは、實は錄尙書事であった。後漢の錄尙書事は前漢の領尙書事の制度化されたものである。續漢書百官志に、

太傅、上公一人、本注曰、掌以善導、無常職、世祖以卓茂爲太傅、薨、因省、其後每帝初卽位、輒置太傅錄尙書事、薨輒省

とあり、上公すなわち三公の上にある太傅が、新帝卽位と同時に置かれ、そして尙書の事を錄し、その太傅が薨ずれば太傅錄尙書事は省かれる。續漢志に太傅錄尙書事が明記されているのは、それが制度化されていることを示すものである。漢書百官表には領尙書事のことは記されていない。

錄尙書事の「錄」は、後漢書卷四和帝紀の注に、「錄謂總領之也、錄尙書事自牟融始也」とし、また太平御覽卷二一二職官部總叙尙書に、「桓子新論曰、昔堯試舜於大麓、麓者領錄天下事、如今之尙書官矣」とあり、領尙書事の領も錄尙書事の錄も同じく總領する意味である。錄尙書事の字義は以上のとおりであるが、實際政治においては、百官を總領し一切の政事を聽くという絶大な權力をもつものであった。

（和帝章和二年三月庚戌）皇太后詔曰、……（中略）……其以彪（鄧彪）爲太傅、賜爵關內侯、錄尙書事、百官總己以聽、（後漢書卷四和帝紀）

延平元年……（中略）……太尉張禹爲太傅、司徒徐防爲太尉、參錄尙書事、百官總己以聽、（後漢書卷四殤帝紀）

殤帝策書曰、司徒徐防以臺閣機密施政牧守、其以防爲太尉錄尙書事、百官總己以聽、（藝文類聚職官部所引漢官儀）

右の記事のとおり廣大な權限をもつ尚書を總領する錄尚書事は政治の最高權力者であった。

錄尚書事の初見は、後漢書卷三章帝紀に、太傅趙熹と太尉牟融とが並びに錄尚書事となったとあるのが、それである。續漢志に上公たる太傅だけが錄尚書事となるように記しているが、事實はそうではなく、最初の錄尚書事はすでに太傅と三公の一たる太尉とが並んでその任についているのである。後漢を通じて錄尚書事は、太傅と三公のうち二人乃至三人が任ぜられることが多かった。この場合は參錄尚書事と稱せられ、參は參加の意である。いま錄尚書事となったものを後漢書の本紀によって表示すれば次のとおりである。

〔帝名・年代〕	〔太傅〕	〔太尉〕	〔司徒〕	〔司空〕
章帝卽位	趙熹	牟融		
和帝卽位	鄧彪			
和帝永元四年	鄧彪	尹睦		
殤帝延平元年	張禹	徐防		
安帝延光四年	馮石	劉熹		
順帝永建元年	桓焉	朱寵		
〃　〃二年	桓焉	劉光		
〃　〃四年		龐參		
沖帝卽位	趙峻	李固	(大將軍梁冀)	
質帝本初元年	(大將軍梁冀)	胡廣	趙戒	
桓帝	(宦官專權)			
靈帝建寧元年正月	陳蕃	(大將軍竇武)	胡廣	

靈帝建寧元年九月　胡廣
〃　中平六年　袁隗（大將軍何進）
獻帝初平三年四月　王允
〃　〃　七月　馬日磾
〃　〃　九月　淳于嘉　楊彪
〃　〃　十二月　周忠　淳于嘉　楊彪
〃　〃　四年　朱儁
〃　興平元年七月　楊彪
〃　〃　十月　趙溫
〃　建安元年（鎭東將軍曹操）
〃　〃　十三年（罷三公官置丞相御史大夫、丞相曹操）

右表において見られるように、後漢末獻帝時の混亂期を除いて、だいたい太傅が置かれ、太傅は錄尙書事として百官を總べたのである。そして一帝の間、太傅の交代はなく、三公はしばしば變えられている。このことを續漢志では、「每帝初卽位、輒置太傅錄尙書事、薨輒省」と表現し、太傅の死去によって太傅錄尙書事は省かれるのである。前漢においても尙書を掌握することが政權を握ることであったが、後漢においては三公よりも強大な權力をもつ尙書を掌握することは朝政を總領する上において不可缺のことである。常職のない太傅が尙書を掌握すなわち錄尙書事として天子を善導することは、天子に權力を集中するに最適の方法であった。しかし、光武帝以來ただ員にそなわるのみとなった三公も、政治の實權を得るためには錄尙書事に參加しなければならない。ここに三公の參錄尙書事となるのである。

前漢末、尙書の組織が整えられ職務分掌が定められ、さらに後漢光武帝にいたって一層組織が整備されると、尙書の官

署は中臺あるいは尚書臺とよばれた。

初秦代少府遣吏四一(人の誤り)、在殿中主發書、故號尚書、尚猶主也、漢因秦置之、故尚書爲中臺、謁者爲外臺、御史爲憲臺、謂之三臺、(初學記職官部所引漢官儀)

とあるように中臺とよばれ、また、

尚書郎、初從三署郎選詣尚書臺試、每一郎缺則試五人、五人先試箋奏、初入臺稱郎中、滿歲稱侍郎

とあるように尚書臺といわれる。尚書臺の長官である尚書令は、

御史中丞、朝會獨坐、出討姦猾、內與尚書令・司隸校尉會同、皆專席、京師號之三獨坐者也、(北堂書鈔設官部所引漢官儀)

とあるように、內朝において彈劾の權をもつ御史中丞や、京師の犯法者や百官の非法を取締る司隸校尉と共に、殿中においてそれぞれ專席獨坐するほどの勢力をもつ。尚書は前後漢ともに少府に所屬するが、それは名目上で、實質においては少府になんらの拘束も受けない。前漢の少府は帝室財政を司るものであったが、後漢のそれは宮廷の雜務をつかさどる官廳となり、廣汎な權限をもつ尚書を統率する力はまったく失われてしまった。千石の尚書令が比二千石の司隸校尉と殿中において專席獨坐するほどに尚書臺は成長しているのである。三獨坐の一たる御史中丞も「尚書郎に遇えば車を避け、板を執りて住(とど)まり揖す。車、過ぎれば乃ち之を去る」(北堂書鈔設官部所引漢官典職儀式選用)という有樣であり、故に御史の權は尚書に次ぐものとされる。北堂書鈔設官部に引く漢官解詁には、

建武以來、省御史大夫官屬、入侍蘭臺、蘭臺有十五人(御史)、特置中丞一人、以總之、此官得舉非官、其權次尚書

といっている。後漢書卷四十六陳忠傳に、順帝が太子を廢したとき、來歷や祝諷らが闕を守って固く爭ったので、尚書令陳忠は諸尚書とともにこれを劾奏した、とある。これなどは尚書が御史の權を執行したものである。これらの權のほかに選擧誅賞一に尚書に由るといわれる尚書臺が、中臺とはいわれるものの、すでに外臺的な性格すなわち天子近侍の內朝官

から外朝官へと移行しつつあることを思わしめる。後漢書巻六十三李固傳に、順帝の陽嘉二年に李固が對策したことを載せているが、その對策の中に、「今與陛下共理天下者、外則公卿・尚書、內則常侍・黃門」とあるのは、尚書が公卿と同じく外朝官としての性格をもちだしていることを證するものである。そして、この尚書に代って宦官たる中常侍・黃門が天子の近臣として擡頭してきたことを示すものである。

後漢一代の宦官の趨勢については、後漢書巻七十八宦者列傳の序文に述べられ、また趙翼の二十二史劄記五東漢宦官に要領よく記述されている。いま趙翼に從って後漢の宦官を概說することにしよう。

漢は秦制をうけて奄人を中常侍としたが、士人を參用することもあった。光武帝は悉く奄人を用い士流を參用しなかった。和帝が卽位したが幼弱であったので、竇憲兄弟が權を專らにし、內外を隔限したから、群臣は帝に親接できなかった。そこで宦官の鄭衆が禁中で謀を定め竇憲を除いた。宦官が權力を得たのはここに始まる。和帝が崩じ鄧后が朝に臨むや、宦官を用いないわけにはゆかず、かくて宦官の權はしだいに重くなった。鄧后崩じ安帝が親政すると、宦官の李閏・江京・樊豐・劉安・陳達らは帝の乳母王聖・聖女伯榮・帝舅耿寶・皇后兄閻顯らと結んで政治を亂した。これは、宦官と朝臣と相倚って奸をなしたものであるが、まだ宦官だけで惡事をほしいままにしたものではない。安帝が崩ずると、閻顯らは專朝爭權するにいたった。すなわち、江京と謀を合わせ、樊豐・王聖らを誅徙した。これは、顯が宦官を除去しようとして反って宦官の力を藉りたものである。北鄕侯が入繼したがすぐに死ぬと、顯はまた外藩を立てようとしたため、宦官孫程らは不平を抱き順帝を迎立し、まず江京・劉安・陳達を殺し、そして顯兄弟を誅し、閻后を離宮に遷した。これは、大臣が宦官を誅殺しようとするときは必ず宦官の力を藉り、宦官が大臣を誅殺しようとするときには朝臣の力を藉りないことを示す。順帝が立つと、梁商の女を皇后とし、商は大將軍となって輔政した。そしてこのとき宦官の張逵・蘧政・石光は商と中常侍曹騰・孟賁とが帝を廢せんとしていると譖した。帝は信じなかったので、逵らは詔を矯めて騰・賁を收縛した。かくて帝旨にさからって威を禁中にほしいままにしたのである。順帝はこれを聞いて大いに怒り、ついに逵

らは誅に伏した。順帝が崩ずると、梁后は兄の梁冀と沖帝を立てた。沖帝が崩ずるや、また質帝を立てたが、質帝は冀のために毒殺された。またさらに桓帝を立て、后の妹を桓帝の皇后とし、冀はみずから大將軍となって政を輔けた。冀の兩妹の一人は皇太后となり、一人は皇后となって、その權力は君主を震わせた。桓帝はひそかに宦官の單超・左悺・具瑗・徐璜・唐衡と謀り冀を誅した。桓帝の梁后が崩ずると、竇武の女を皇后とした。桓帝が崩ずると、武と皇后と策を定めて靈帝を立て、竇后が朝に臨み、武は禁中にいて政を輔けた。もともと宦官をにくんでいた武は、これを誅せんとし、太傅陳蕃と心を合わせて謀ったが、かえって宦官曹節・王甫らのために殺された。靈帝が崩ずると、何后が朝に臨み、子辯を立てて帝とし、后兄の何進は大將軍として輔政した。そして宦官蹇碩を誅してその領する八校尉の兵を收めた。かくして朝權・兵權ともに何進の手にあったが、これを以てしても盡く宦官を誅することは困難で、反對に宦官張讓・段珪らに殺されてしまった。このとき、軍士が大變事を起した。袁紹・袁術・閔貢らは亂に乘じて宦官二千餘人を誅殺した。

以上の趙翼の文によって、後漢における宦官をめぐる鬪爭の經過が簡潔ながらよくわかるが、この鬪爭において注目すべきは、中常侍を中心とする宦官派と、尚書を中心とする士人官僚との對立抗爭である。

中常侍は、前漢においては奄人を用いたが、時には士人を參用したこともあった。光武帝にいたって悉く奄人を用いるようになった。秩は千石であるが後に比二千石に增秩されている。天子の左右に侍し、內宮に入って內宮の衆事を處理し、天子の顧問應對をなすものである。定員はない。中常侍の下に黃門侍郎・小黃門・黃門令その他がある。黃門侍郎は六百石で、左右に侍し、宮中・宮外を連絡し、諸王の朝見の際は王を引率して坐に就かせる。小黃門は六百石で、左右に侍し、尚書の事を受け（章奏を受理し天子にとりつぐ）、天子が內宮に在るときは中外を連絡し、中宮（皇后）以下の衆事をつかさどる。黃門令は一人で六百石、宦官の取締りをするものである（續漢書百官志）。

中常侍を頂點とする宦官一派の勢力がしだいに強くなったことは、趙翼の文によって知られるとおりであるが、後漢書卷七十八宦者列傳の序文によると、明帝の永平中には中常侍四人・小黃門十人と員數が定められ、降って殤帝の延平年間

には中常侍十人・小黄門二十人と増員された。順帝の陽嘉二年、李固は對策として、天子の喉舌たる尚書の人選を愼重にして聖政を助けること、宦官の人員を減らして中常侍は二人、小黄門は五人とし、人物の良好なるものを任ずべきことを述べて、順帝に納れられ、そのために朝廷は肅然としたと、後漢書卷六十三李固傳に見えている。

宦官は、相互に爭い合い、あるいは朝臣と爭い、または外戚と爭いつつ、桓帝のときにいたった。桓帝は、外戚たる大將軍梁冀の專權を怒り、宦官の力を藉りて梁冀を誅殺した。このために、桓帝時の宦官勢力はきわめて強く、宦官に反對する士人官僚を禁錮するという事件が起きているのである。桓帝は、大將軍梁冀を誅してから三公はおいたが錄尚書事は置かなかった。延熹八年、太尉になった陳蕃は、宦官の專横を攻擊し、「陛下、深く宜しく近習豫政の源を割塞し、尚書朝省の事を引納すべし。公卿大官、五日壹たび朝し、簡練清高もて佞邪を斥黜せよ。云々」と主張したが納れられず、これより宦官は陳蕃を疾むこと甚しく、選擧奏議は中詔を以てしりぞけた（後漢書卷六十六陳蕃傳）。陳蕃の主張は宦官を斥けて尚書を重用すべきことを說いたものである。桓帝時において、尚書が宦官を恐れたことは、次の記事によっても知られる。

永康元年に桓帝は崩じた。竇后が朝に臨み、詔して前太尉陳蕃を太傅錄尚書事とした。時に國嗣が未決定で、諸尚書は權宦（宦官）を畏れて病に託して朝しなかった。陳蕃は書を以て諸尚書を責めたので、彼らは怖れて入朝した（陳蕃傳）。また、桓帝のとき竇武が上疏して諫めた言の中に、「卽位より以來、未だ善政を聞かず。梁・孫・寇・鄧、或は誅滅すと雖も、而して常侍・黄門、續いで禍虐を爲し、陛下を欺罔し、譎詐を競ひ行なひ、自ら制度を造り、妄りに非人を爵し、朝政日に衰へ、姦臣日に彊し。……臣聞く、古の明君は必ず賢佐を須ひ、以て政道を成す、と。今、臺閣の近臣、尚書令陳蕃・僕射胡廣、尚書朱寓・荀緄・劉祐・魏朗・劉矩・尹勳等、皆貞國の士、朝の良佐なり。尚書郎張陵・嫣皓・苑康・楊喬・邊韶・戴恢等、文質彬彬、國典に明達す。……宦官欺國之封を抑奪し、其の無狀誣罔之罪を案じ、忠良を信任し、臧否を平決し、邪正毀譽をして其の所を得しめ、天官を寶愛し、唯、善これに授けよ」とあるが、これは、中常侍・黄門ら

の宦官を排して臺閣の近臣すなわち尚書團を重用すべきを說いたものである。中常侍・黃門らが天子の近習として禁中を占據し、しだいに尚書團を天子の側近から押し出してその權を奪う情形が明らかに看取し得る。

桓帝が崩じ靈帝が卽位すると、錄尚書事の大將軍竇武・太傅陳蕃は、同志の尚書令尹勳らと共に中常侍曹節・王甫らを誅殺せんとしたが、失敗に歸した。このとき、竇武が竇太后に白した言葉として、「故事、黃門・常侍は、但だ省內に給事し、門戶を典り、近署の財物を主るのみ。今は乃ち政事に與らしめて任權重く、子弟布列し、專ら貪暴を爲す。天下匈匈するは、正に此れを以ての故なり。宜しく悉く誅廢し以て朝廷を淸くすべし」とあるが、これは、宦官を本來の職務にもどし、尚書をして政事の樞機に當らしめんと主張するものである。

靈帝の次の獻帝のとき、錄尚書事の大將軍何進は、宦官を攻めて殺され、やがて袁紹らが宦官二千餘人を殺して、宦官勢力を逼塞せしめた。

以上述べてきたように、後漢の尚書の權力は強大であり、この尚書を總領する錄尚書事は、百官を己れに總べて政を聽くという大權力者で、ただ員に備わる三公もこの錄尚書事になることによって權力の座にすわることができたのであるが、宦官が天子の側近において勢力を得てくると、尚書を天子の側近からしだいに外に押しやってその權力を奪うようになるのである。かくして尚書の一團は、桓帝以後しきりに宦官から權力を奪還せんと努力したわけである。後漢末の政爭は、中常侍を首領とする宦官と、錄尚書事をいただく尚書團との權力鬪爭であったといっても過言ではあるまい。

むすび

元來、章奏詔令の文書をつかさどった尚書が、天子の側近として機密樞機の事に參與するようになるとその權力を增大した。特に前漢の武帝が後宮に遊宴することが多くなるや宦官を重用し、尚書の權を宦官に握らせるようになって、中書宦官（宦官の尚書）の權力は一層強くなった。以後、中尚書の統率者たる中書謁者令（中書令）と士人尚書を總領する領

尚書事との間に權力爭いが續くが、成帝のとき中書令が廢されると、領尚書事たるものが政權の座へと接近した。外戚王莽もこの領尚書事たることによって政權掌握に歩を進めたのである。

成帝のとき、尚書の組織が整えられ職務分掌が明確にされた。後漢の光武帝はさらに尚書組織を整え、そしてこの尚書を帝が直接掌握したから、前漢の領尚書事のごときものは置かれなかった。帝が尚書を直接掌握したことから、三公は單なる政務執行機關となり、三公は「任輕く權重」い尚書の下に立つようになった。後漢における尚書の職掌權限はいよいよ增大し、三公は尚書を掌握しなければ政治的權力をふるうことはできなかった。この三公の尚書掌握が錄尚書事といわれる。錄尚書事は、第三代章帝のとき太傅趙熹と三公の一たる太尉の牟融とによって始められるが、以後太傅と三公が並んで錄尚書事となった。これを參錄尚書事という。前漢の領尚書事は常置でなかったが、後漢の錄尚書事は成文化され、毎帝卽位すると太傅がこれに任じ、三公もまたこれに參加した。

光武帝は外戚・宦官を抑制したが、第四代和帝は幼弱で卽位したから、外戚が擡頭し、また宦官も勢力をもってきた。中常侍を頂點とする宦官は、第十代桓帝のときには完全に中朝を支配し、尚書を天子の側近から斥出するようになった。尚書は前漢末成帝および後漢光武帝のときに組織が整えられて尚書臺といわれ、三公の府の上に立つと、しだいに內朝官から外朝官的性格を帶びるようになってきた。天子の側近から離れるようになっていた尚書をさらに外に押し出したものが宦官であるが、後漢の宦官は前漢の宦官のように尚書を握ることなく、尚書の實權を奪うようになった。尚書は、この宦官から權力を奪還すべく反擊を加えたが失敗した。宦官勢力の最も強かった桓帝時には錄尚書事は置かれず、またこのとき尚書の宦官攻擊ははげしかった。尚書團の宦官攻擊は、以後もつづいたが失敗に歸し、遂に後漢最後の天子獻帝のとき袁紹等の宦官誅殺によって宦官專權は終る。この間にも錄尚書事は置かれ、宦官誅殺後に曹操が錄尚書事となったことがあるが、三公が廢止され丞相・御史大夫が復活すると、丞相が政を總べることとなって錄尚書事はなくなった（後漢書獻帝紀）。しかし、劉氏の後を繼いだ蜀漢においては、この錄尚書事の名がふたたび見えてくる（三國志蜀書）。